

電気のご契約に関する重要事項のご説明

【燃調連動型プラン】

低圧で受電するお客さまとの需給契約締結にあたり、電気事業法にもとづき、特にご確認いただきたい事項を説明します。需給契約の詳細については、当社「電気標準約款」をご確認ください。

1. 需給契約の申込み

当社との電気需給契約を希望される場合は、当社の「電気標準約款(以下、「約款」といいます。)

および一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)の内容をあらかじめご承諾のうえ、当社所定の申込方法によりお申込みください。

- お申込みの内容(ご契約名義、ご使用場所、供給地点特定番号、契約容量等)に誤りがある場合、ご希望の日に供給を開始できないことがあります。
- 電気料金の支払状況(当社以外の小売電気事業者との契約における未払いを含みます)、その他合理的な理由により、お申込みを承諾できない場合があります。

2. 需給契約の成立および契約期間

(1) 契約の成立

需給契約は、お客さまからのお申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

- 一般送配電事業者との接続供給契約が締結できない等のやむを得ない事由により供給が困難であることが明らかになった場合に、当社は契約成立日にさかのぼって需給契約を解除することがあります。

(2) 電気の供給開始予定日

供給開始予定日は、お客さまと協議のうえ開始日を定め、一般送配電事業者との接続供給手続きが完了した日以降といたします。具体的な開始日は、契約内容通知書によりお客さまにお知らせいたします。

- 用地交渉や停電交渉等のやむをえない事由により、需給開始予定日に電気を供給できないことが明らかになった場合は、あらためてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、電気の供給を開始するものといたします。
- 他の小売電気事業者からの切り替えにおいて、切り替え前の小売電気事業者との需給契約の廃止手続きが完了されていない場合は、あらためてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、電気の供給を開始するものといたします。

(3) 契約期間

契約期間は、「電気需給契約書」または「契約内容通知書」に記載の通りといたします。

(4) 契約の更新

契約期間満了の1か月前までに、お客さままたは当社から解約等の意思表示がない場合は、同一条件で契約は自動更新されます。

(5) 更新後の契約期間

自動更新後の契約期間は、原則として更新日から最初に到来する 3 月 31 日までとし、以降は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間を契約期間として更新されます。

(6) 名義の変更

合併その他の事由により、新たなお客さまが、従前のお客さまの当社に対するすべての権利義務を承継し、引き続き電気の使用を希望される場合には、名義変更の手続きを行うことができます。名義変更(承継)をご希望の場合は、速やかに当社へご連絡ください。

- 手続きの完了には、当社が通知を受領した日から、原則として 10 営業日程度の期間を要します。
- システム上の制約により、新しい名義での請求は、手続き完了後の次々回の請求から反映されます。

3. 契約電流、契約電力および契約容量

(1) 契約電流

10～60 アンペアの中からお客さまの申出により定めます。

(2) 契約電力または契約容量

ご契約形態により、次のいずれかの方法で決定いたします。

① 実量制により定める場合

その月の最大需要電力(30 分ごとの使用電力量を 2 倍した値の最大値)と、過去 11 か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

② 契約主開閉器により定める場合

あらかじめお客さまが設定し、当社が認めた契約主開閉器の定格電流にもとづき算出した値とします。

③ 協議制で定める場合

①、②による決定が困難な場合、または当社が認めた場合には、以前の契約と同等の値、かつ、過去の最大需要電力を下回らない範囲において、お客さまの申出により定めます。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式・電圧は交流単相 2 線式 100V、交流単相 3 線式 100V および 200V、または交流 3 相 3 線式 200V といたします。また、周波数は標準周波数 50Hz といたします。

4. 電気需給契約に係る料金

(1) 料金の構成と算定方法

毎月の料金は、下表の各項目の合計金額になります。

(2) 料金の変動について(重要事項)

本プランは、以下の要素により毎月の電気料金が変動いたします。

- 燃料費等調整額: 火力燃料(原油・LNG・石炭)の輸入価格により変動し、毎月プラスまたはマイナス調整が行われます。なお、当社が設定する燃料費等調整単価には上限を設けておりません。

(3) 託送料金に関する規定

託送料金は一般送配電事業者が定める託送供給等約款にもとづき、最新の約款内容を適用します。

区分	料金の算定方法	
① 基本料金	基本料金単価 × 契約容量等 × 力率割引（注1、注2）	—
② 電力量料金	電力量料金単価 × 使用電力量	—
③ 燃料費等調整額	燃料費等調整単価 × 使用電力量	—
④ 非化石価値料金	非化石価値料金単価 × 使用電力量（該当プランの場合のみ）	—
⑤ 再生可能エネルギー 発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × 使用電力量	円未満 切り捨て
ご請求金額	①～⑤の合計金額	円未満 切り捨て
消費税相当額	ご請求金額の10%相当額	円未満 切り捨て

注1. 1か月の使用電力量が0kWhの場合は、基本料金を半額といたします。この場合、力率割引および割増は適用いたしません。

注2. 動力を使用する契約の場合に限り、力率割引として基本料金を5%割引します。

5. 供給設備に関する工事費等の負担

お客さまへの電気の供給にあたり、設備の新設や既存設備の変更など、一般送配電事業者が定める託送供給等約款にもとづく工事費負担金等の請求を受けたときは、当社はその実費をお客さまから申し受けます。

- 対象となる例 : 電線の引き込み線の延長、電柱の新設、受電容量増設にともなう設備改修など
- お支払方法 : 原則として、工事着手前にお支払いいただきます。

6. その他費用の負担

(1) 延滞利息

お客さまが支払期日を経過しても料金を支払われない場合には、支払期日の翌日からお支払いの日までの期間の日数に応じて、延滞利息を申し受ける場合があります。

- 利率: 年10.0%を乗じた金額といたします。

(2) 需給開始後の契約消滅または変更にもなう費用の精算

契約容量等を設定・増加してから1年未満で、解約または契約容量等を減少される場合は、原則として設定時までかかっている割増料金が適用されます。その際、すでに申し受けた料金との差額、および当社が一般送配電事業者へ支払う工事費等の実費をお客さまに申し受けます。

7. 計量・料金の算定について

(1) 使用電力量の計量

毎月の使用電力量は、一般送配電事業者が設置した計量器(スマートメーター等)により計量いたします。

(2) 料金の算定期間(分散検針)

料金の算定期間は、原則として前回の検針日から今回の検針日の前日までの期間とします。

- 検針日の決定:検針日は一般送配電事業者が決定します。お客さまが指定することはできません。

(3) 日割計算の適用

次の場合等で算定期間が1か月に満たないときは、基本料金を算定期間の日数に応じて日割計算いたします。

- 電気の供給開始、需給契約の消滅(解約)した場合
- 契約電流・契約容量・契約電力の変更により、適用料金に変更された場合
- 料金改定等により、算定期間の途中で単価が変更された場合

8. 料金その他の支払方法

(1) 電気料金のお支払い

毎月の電気料金については、請求書に記載の支払期日までに、各種方法によりお支払いいただくものとします。

- 振込手数料が発生する場合、お客さまのご負担となります。

(2) 工事費負担金等のお支払い

供給設備の工事にもなう工事費負担金等の費用については、毎月の電気料金とは別に、そのつど当社が指定した金融機関を通じて払い込みによりお支払いいただくものとします。

- 原則として、工事着工前までにお支払いいただく必要があります。

(3) 支払先の変更

支払先の指定または変更をご希望の場合は、変更希望日の2か月前までに当社へ通知してください。

- システム上の制約により、口座振替の登録に40日前後の期間を要します。
- 支払先の変更は、原則として計量日をもって行うものといたします。

(注:計量日はお客さまごとに異なります)

(4) 計量期間の途中で支払先を変更する場合

計量期間の途中で支払先を変更される場合、原則として、当該月の料金は変更前のお支払先へ一括して請求いたします。分割等の精算が必要な場合は、当社が発行する計算内訳にもとづき、お客さま間で精算をお願いし

ます。なお、お客さまの特別な事情により、当社が個別に分割精算・請求を行う場合は、通常システム外での対応となるため、以下の点にご注意ください。

- 計算内訳の通知や請求書の発行が通常より遅れる場合があります。
- お支払期限を通常より短く設定させていただく場合があります。
- 入金確認のため電話等による連絡や支払依頼への協力をお願いすることがあります。

9. お客さまへのお願い

(1) 需要場所への立入りの許可

当社または一般送配電事業者は、電気供給契約の遂行上(計量器の検針、供給設備の設置・点検・修理・契約種別の確認等)、立ち入りが必要と認める場合には、お客さまの承諾を得て、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。

(2) 保安に対するお客さまの協力

次のような場合には、すみやかに当社または一般送配電事業者(非常変災時等の連絡先)へ通知してください。よろしくお願いいたします。

- 一般送配電事業者の供給設備(引き込み線、計量器等)に故障、火災、損壊等の異常を発見した場合
- お客さまの設備が一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合

10. 電気需給契約の廃止

お客さまが電気の使用を廃止(解約)しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定め、希望日の10営業日前を目安に当社にご連絡ください。

- 引越し等にもなう解約の場合で、ご連絡が遅れますと、ご希望の日に停止できないことや、ご連絡をいただいた日までの料金が発生することがあります。
- お客さまが料金を支払期日までに支払われない場合や、約款に定める遵守事項に違反された場合などには、当社から需給契約を解約することがあります。

11. 電気需給契約消滅後の債権債務関係

電気需給契約の契約期間中に生じた料金の支払い、その他の債権債務は、需給契約の消滅(解約)によって消滅するものではありません。

- 契約終了後であっても、最終の検針にもとづき算定された料金をお支払いいただく義務があります。
- 延滞利息等が発生している場合についても、同様に精算の対象となります。

12. お客さまの電気需給契約情報の取扱い

当社およびお客さまは、本契約を通じて知り得た相手方の機密情報(供給条件、料金プランの詳細、個人情報等)について、適切に管理するものとし、正当な理由なく第三者へ開示・漏洩してはならないものといたします。

- 当社は、取得したお客さまの個人情報を、電気供給の遂行および一般送配電事業者との連携の目的の範囲内で利用いたします。
- お客さまが電気料金等の債務を、支払期日を経過しても支払われない場合、当社は、他の小売電気事業者からの照会等に応じ、お客さまの氏名、住所、不払いの状況等の情報を提供することがあります。
- 詳細は当社ホームページ掲載の「プライバシーポリシー」をご確認ください。

13. その他

(1) 他の小売電気事業者の契約解除にともなう費用の発生について

現在ご契約中の小売電気事業者から当社へ切り替えることにより、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容によっては、解約金や違約金が発生する可能性があります。これらの費用の有無や詳細については、現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。

(2) 規定の適用順位

本重要事項説明書に記載のない事項については、当社の電気標準約款、電気需給契約書ならびに契約内容通知書の規定によるものとします。

(3) 特約事項の優先

別途お客さまとの間で個別の特約事項について合意し、当該合意内容が本書の定めと異なる場合は、当該「電気需給契約書」および「契約内容通知書」に定める特約事項の内容が優先して適用されるものといたします。

■小売電気事業者名

おきたま新電力株式会社(小売電気事業者登録番号:A0831)

TEL:0238-53-2535(平日 9:00~18:00)

<https://okitama-e.co.jp>